

批評・紹介

簡牘分類淺論——永田英正著

『居延漢簡の研究』によせて——

李 均 明
角 谷 常 子 譯

一九九〇年春、永田英正氏の『居延漢簡の研究』⁽¹⁾を拜讀し、非常に多くの收穫を得た。本書の内容は豊富で、序章の他に二十十章あり、主體となるのは第一章から第八章である。私が最も關心をもつたのは、第一部「居延漢簡の古文書學的研究」である。なぜなら私もちょうど同じ視角から研究しているからである。そこでこの點について以下に意見をのべることにしたい。

一 永田分類法の貢獻

出土した大量の簡牘には——系統的分類と部分的歸納分類という範圍の差はあるが——全て分類という問題があるのである。系統分類としては、例えば羅振玉、王國維兩氏の『流沙墜簡』では、全體を(一)、小學術數方技書(二)、屯戍叢殘(三)、簡牘遺文にわけている。そして大分類一つにつき、さらに若干の小分類をする。例えば、小學術數を、字書、曆譜、九九術、占書、醫書に、屯戍叢殘を簿書、烽燧、戍役、廩給、器物、雜事に分け、簡牘遺文には手紙及び殘簡を收録している。勞榘氏の初期の著作である『居延漢簡考

釋・釋文之部』(一九四三年、四川南溪本)では、羅、王兩氏の分類を踏襲發展させ、文書、簿錄、信札、經籍、雜類の五項目に分けた。そしてさらに項目ごとに若干の小分類を附している。例えば文書は、書檄、封檢、符券、刑訟に、簿錄は烽燧、戍役、疾病、死傷、錢穀、器物、車馬、酒食、名籍、資績、簿檢、計簿、雜簿などに分けている⁽³⁾。しかしこれらの分類法には一定の基準がないために、読む者はよりどころを失いがちになるのである。

英國、ケンブリッジ大學のローウェー(Michael Loewe)氏の *Records of Han Administration* (2 vols, Cambridge, 1967) は、はじめて文書學的方法を用いて全面的考察をおこなったものである。そしてこの後、永田氏が文書學的方法で、一層系統的かつ一層緻密な分類を行ってこられ、ここにそれを集大成されたのであって、その影響は深遠なものとなるであろう。

部分的歸納分類には次のようなものがある。森鹿三氏の第二章食簿の研究、大庭脩氏の居延出土の詔書冊の復元⁽⁴⁾、沈元氏の牛籍の研究⁽⁵⁾、陳公柔・徐萃芳兩氏の大灣出土西漢田卒簿籍の研究⁽⁶⁾、そして私の「封檢題署考略」である⁽⁸⁾。これらは主に文書それ自身の性質と特徴に基づいて歸納してゆくものであるが、角度を変えて人物或いは事柄を中心に歸納してゆくものもある。例えば、森鹿三氏の令史弘に關する文書の集成⁽⁹⁾、于豪亮氏の「省卒」の解讀⁽¹⁰⁾、そして私の「居延漢簡債務文書術略」も、この方法を用いたものである⁽¹¹⁾。この部分的歸納分類は系統分類の基礎であり、永田氏の『居延漢簡の研究』も、多くの部分的歸納の上に成り立っているのである。

『居延漢簡の研究』の第一部「居延漢簡の古文書學的研究」は、全部で三章十節から成る。第一、二章は、居延漢簡の集成で、氏の

分類法を集中的に體現したもので、特に第一章の、破城子出土の簿籍簡牘がその典型である。第一章各項における分類は永田氏の簡牘分類法（以下 永田分類法 と略稱）の特徴が十分に發揮されているので、次にそれらを分析の對象とする。

永田分類法では破城子出土の簿籍を二つに大きく分類する。簿籍表題類と簿籍本文類である。そして簿籍表題をさらに表紙と表紙以外の二つに分け、その各々をさらに若干の部分に分けていく。例えば表紙類は、Ⅰ吏卒（イ、吏卒名籍、ロ、病卒名籍、ハ、卒家屬名籍）、Ⅱ勤務（イ、日述簿、ロ、郵書遞送の記録簿、ハ、作簿）、Ⅲ器物（イ、守御器簿、ロ、戊卒被兵簿、等）、Ⅳ見錢（イ、錢出入簿、ロ、吏受奉名籍）、Ⅴ食糧（イ、穀出入簿、ロ、吏卒廩名籍、ハ、卒家屬廩名籍）、Ⅵその他、に分かれ、表紙以外には a 掲、b、c、右、類、c、凡、類、に分かれている。

簿籍本文類も表題類と對應した部分に分かれているが、その細目がさらに細かく分かれているものもある。以下のとおり。Ⅰ吏卒（イ、吏卒名籍、a、b、c、d、e、f 型、ロ、病卒名籍）、Ⅱ勤務（イ、日述簿、a、b 型、ロ、郵書遞送の記録簿、a、b 型、ハ、信號傳達の記録簿、ニ、作簿、a、b 型）、Ⅲ器物（イ、守御器簿、a、b、c、d、e、f、g 型、ロ、戊卒被兵簿、はか、a、b、c、d 型）、Ⅳ見錢（イ、錢出入簿、a、b、c、d、e、f 型、Ⅴ食糧（イ、穀出入簿、a、b、c、d 型、ロ、吏卒廩名籍、a、b、c、d 型、ハ、卒家屬廩名籍、a、b 型、ニ、食糧關係その他 a、b 型）、Ⅵその他（イ、ロ、ハ a、b 型、ニ、ホ a、b 型、ヘ、ト、チ a、b、c 型、リ、ヌ a、b 型）。

第二章も上述の原則に従って簡牘分類を行っているが、多少増減がある。例えば、地灣出土の簿籍表題類の、表紙以外のところには封檢が加わり、また簿籍本文類Ⅲ器物イ、守御器簿には a 型が加わるなどがそれであるが、ここではないいちいち例は挙げない。第二章の最後の部分は簿籍簡牘の様式分類表で、各類型の簡牘の形式を總括したものである。

第三章では、籍と簿、簿籍と文書の關係について論述し、また簿籍送達文書を出土地別に分類して、簿籍の作成と處理について分析し、さらに簿籍の點檢と文書行政の一般原則を述べている。

永田分類法によつてほぼ全面的にうちたてられた居延漢簡の文書學體系には一つの系統性がある、それは以下に述べるいくつかの點にあらわれている。

簿籍は居延漢簡の約半数近くを占めており、當時の屯戍活動の中で最も廣泛に用いられたであろう文書形式である。永田分類法は、その簿籍から着手して、居延漢簡の主要部分を把握したのである。さらに、破城子出土簡牘は居延漢簡の約半数を占めており、簿籍の出土が最も集中している地點でもある。まとまった數があつてはじめて排列、歸納が可能となる。永田分類法はまさに破城子出土簡をその分類の突破口とし、そこから發展してほぼ完璧な體系をつくりあげた。しかも折よく、破城子出土の新簡は一萬枚近くあり、この體系の發展に廣大な天地を提供してくれるであろう。

簿籍分類において、永田分類法は非常に詳細である。例えば、簿籍本文、器物の項の守御器簿を、a、b、c、d、e、f、g の八つに分け、その各々についてさらに居延漢簡にみえるほとんどすべての資料を輯録している。これは今まで誰もなしとげられな

ったことである。

従来の分類の缺點は基準がないことである。羅、王兩氏は、屯戍叢殘を簿籍、烽燧、雜事……に分け、勞氏は簿錄を烽燧、簿檢……に分けているが、簿書と烽燧、烽燧と簿檢は同じ觀點から區分したものではない。永田分類法は一定の基準、即ち終始文書學的角度から考察分析を行い、その最小の分類（イ、ロ、ハ及びそこに含まれるa、b、cと表示されたもの）はほぼ全般にわたるもので、かつ客觀的實情に合致している。

永田分類法で簿籍表題を簿籍本文とわけて論じ、前者を後者の分類のよりどころとしているのは妥當なやり方である。この簿籍の表題は當時の人々の稱謂であるから、これらの稱謂に基づいて文書を分類するのが確實だからである。評者は睡虎地秦墓竹簡の整理に參加した時、稱謂とはその時代に生み出されたものであつて、現代人が憶測することはできないことを大いに痛感した。例えば秦簡の「語書」は、表題が発見される前には、われわれはこれを「南郡守騰文書」とよんでいたし、「封診式」も表題発見前には「治獄程式」と呼んでいた。そして整理の後半、私が一枚ずつ竹簡の背面を檢査していた時はじめて泥でおおわれた下に「語書」、「封診式」、「日書」の三つの表題を発見したのであつた。

永田分類法は簿籍表題を重視しただけでなく、表題と簿籍本文との對應關係を探ることに力を盡くしている。永田分類法の簿籍本文の中分類（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと表示されるもの）は、表題と一致しているが、最小の分類項目は簿籍表題より多くなっている。これは理にかなつたことである。なぜなら、吏卒名籍を例にとると、様々な事柄に對應するために、書式を多少異にした名籍が必要だつたからで

ある。

永田分類法はまた籍と簿の區別とその有機的關係についても注意している。簿籍の冊書における位置と機能に注目して、「莫當燧守御器簿」、「兵金磔簿」などの典型的な例を分析した。また簿籍送達文書の集成をし、その形式的特徴を分析した。簿籍の作成、授受、通行範圍などの文書行政について基本的な検討を行っている。總じていえば、永田分類法は、居延舊簡を利用した研究の到達可能な高いレベルにまで達したのであり、學術上に果たした貢獻は大きなものがある。

しかしながら永田分類法にはさらに擴充改善する餘地もある。

永田分類法では、通行文書と簿籍との關係に注意し、簿籍と關係のある文書についても分類を行っているが、まだそれらを簿籍と同等のレベルにまで高めることなく、往々にして簿籍類に歸している。例えば、簿籍表題類に收められている「郵書課」、「過書刺」、「功勞案」、「吏病及視事書卷」、「吏寧書」、「吏去署學」、「部士吏候長往來書」、「府檄書案」、「責書」、「除書」、「秋射爰書」、「自證爰書」、簿籍本文類に收められている「郵書遞送の記録簿a」、「b型」、「信號傳達の記録簿」、送信受信記録などがそれである。このようにすると、簿籍とその他の文書との區別が混亂しやすくなつてしまふ。その他の文書には、詔書律令、通行文書、司法文書などの専用文書が含まれ、それらは居延漢簡全體の半分以上を占めているので、それらを簿籍と同等のレベルにまで高めて分類しなければならぬだろう。

永田分類法では、すでに簿と籍の區別とその關係を明らかにしているが、分類する際に、その基準がはつきりできればなお妥當なも

のとなろう。永田分類法によると、簿とは帳簿で、主に錢財食糧の出入と勤務評定に關するもの、名籍は現在の名簿の如きもので、主に人や物の状況を記録するものをいう。しかし、この區別に従えば、簿籍本文類の「吏卒名籍」^e項、「吏受奉名籍」^b項の大部分は簿に歸すべきである。例えば、「吏受奉名籍」^b項の三一・三四簡「出十二月吏奉錢五千四百候長一人・候史一人・燧長六人・五鳳五年正月丙子尉史壽王付第廿八燧長嚴奉世平功孫辟非」をとりあげてみると、この主要な記載内容は支給された俸給の數量であつて、支給された人の姓名は記されておらず（支給された人数のみ）、従つて帳簿の特徴に合致するのである。

新簡 EPT. 5・A 簡「五鳳四年八月奉祿簿 候一人六千・尉一人二千・士吏三人三千六百・令史三人二千七百・尉史四人二千四百・候史九人……」の形式は先の例と同じであるが、自ら「簿」と稱している。故にこの類の簡は帳簿に歸すべきである。

簿籍表題には明確な稱謂があるはずである。しかし、永田分類法に收められている破城子の簿籍表題類^{VI}その他^{の七〇・一六簡}「●第十部主燧至所」、^b「●右」類の半數以上の簡、^c「●凡」類の大部分の簡には稱謂がみあたらない。これらは簿籍表題類に入るべきではなさそうである。

簿籍本文の分類は非常に難しい。例えば漢代の守御器と兵器の概念には區別があり、永田分類法において、それを「守御器簿」と「戍卒被兵簿など」として區別しているのは理にかなっている。しかし「守御器簿」^a、^b、^c、^d、^e、^fの諸簡は兵器簿に歸すべきと思われる。

二 簡牘分類についての私見

總體的にみれば、羅振玉、王國維兩氏の敦煌漢簡の分類は成功していない。ただ、大分類の最初の項目である「小學術數方技書」という分類は取るべきである。居延漢簡においてもこの書籍の類は一つの大分類項目をたてて官・私文書とは區別しなければならぬ。例えば居延新簡に、「相利等劍刀」冊 (EPT. 40・202~207)、『著頡篇』、『急就篇』、『算數書』、『九九術』、『醫藥方及び各種曆譜など』、かなりの數量があり、分類體系において一つの位置をしめるべきである。

居延漢簡には内容豊富な官・私文書がある。私文書は主に書信と契約であるが、官文書はその種類は極めて多い。居延漢簡の官文書について、永田分類法では非常に詳しく考證しているので、ここでは「居延新簡」中の簡をとりあげて説明したいと思う。

居延漢簡に見える官文書は大きく三つに分けることができる。即ち、一、下行、平行、上行などの通行文書。二、詔書律令などの專用文書。三、簿籍である。ただ、專用文書に含まれる多くの種類の文書も通行する必要がある、そのため通行文書との間には絶對的な境界はない。

官文書の種類を知るためにまず稱謂から話すことにする（稱謂とは、當時、文書につけられた名稱のことで、永田分類法の「表題」にあたる）。通行文書の一般的な稱謂には、書、記、檄があるが、例えば「記」を「記書」(T. 49・12)、「檄」を「檄書」(T. 56・128)というように、それらを總稱して「書」という。ただ、同じ類の文書でも、通行する過程においていろいろな角度から命名された異な

る稱謂が生まれる可能性がある。以下のとおり。

制定發布した人或いは機構による命名 府書 (T21・3) 大守府書 (T52・736) 大將軍莫府書 (F22・38A) 丞相府書 (T53・63) 刺史書 (T50・182) 尉書 (T6・15) 候長充書 (T40・153) 自出書 (T5・1) 官記 (F22・329) 府記 (T51・151) 王忠記 (T57・16) 官檄 (T26・17) 尉檄 (T43・5) 府掾檄 (F22・292) 大將軍檄 (T49・45) など。

事類による命名 病書 (T52・281) 行塞書 (T51・360) 牢書 (T21・35) 虞書 (T58・112) 禮算書 (T51・147) 學書 (T5・170) 官調書 (T43・325) 報書 (T52・284) 應書 (F22・456) 自書 (T50・199) 入官檄 (F22・125) 出入檄 (T59・72) 行事檄 (T59・96) 驚檄 (F22・186) など。

傳達過程における 文書の傳達方向や外形による命名 北書 (T5・104) 南書 (EPW1・90) 合檄 (T51・379) 板檄 (T51・285) など。

官文書の授受関係による 上書 (T52・318) 移書 (T51・189) 下檄 (T48・3) などを含む 文書の寫しを 寫移書 (T5・125) 寫移檄 (T51・536) 別書 (T4・85) など。また附屬文書は書牒 (T51・236) 或うは牒書 (F22・56) と呼ばれる。副本は副 (T59・578) 自筆書は手書 (T49・45) とよばれる。

同一文書に対して二方面からの呼び名を合わせて命名したもの 北板檄 (T51・285) のように、傳達方向と文書の外形を合わせて命名したもの。北行詔書 (T7・31) のように、傳達方向と文書の性質を合わせて命名したものがある。

専用文書の種類は非常に多く、一般には、詔書、のような、専用

の稱謂があるが、その前にたいいてい、名捕詔書 (T5・16) のように、事柄の種類が冠せられている。新聞に見える専用文書は以下のとおり。

詔書 (常見) 名捕詔書 (T5・16) 囚律 (T10・2) 功令第卅五 (T53・34) 敕令 (T23・3) 購賞科別 (F22・222) 入錢贖品 (T56・35) 獲火品約 (F16・17) 丞相御史刺史條 (T56・77) 大司農部掾條 (T52・470) 督漢條 (T48・146) 爰書 (F22・3) 自證爰書 (T59・396) 病死爰書 (T59・638) 病診爰書 (T59・80) 囚卒病死告爰書 (EPC1・50) 尉爰書 (T10・7) 効狀 (F22・827) 郵書課 (T51・264) 驛馬課 (F22・640) 郵書驛馬課 (F25・12) 貰券課 (T51・338) 軍書課 (F22・391) 郵書刺 (T51・391) 過書刺 (T52・72) 廩卒刺 (T65・419) 廩吏卒刺 (T43・30) 折傷承車軸刺 (T65・459) 吏對會入官刺 (T50・200) 券刺 (F22・273) 功勞案 (T4・50) 卒物故案 (T56・273) 當食者案 (T68・195) 吏奉用錢致 (T51・340) 卒廩致 (T59・330) 使者治所錄 (F22・360) 刺史奏事簿錄 (T51・418) 府錄 (T65・270) 省兵物錄 (F22・241) 府符 (F22・170) 符 (T26・6) 日迹簿 (T65・159) 傳 (T50・39) 檢 (T50・17) 衣囊檢 (T52・494) 衣物券 (T48・136) 貰券 (T51・338) 責券 (T50・198) 往來書券 (F22・409) 告部檄記算卷 (F22・408) 刺卷 (F22・747) 檄算 (T52・378) 遣符算 (T50・203) 効算 (T48・61) 三時算 (T59・331) 計簿算 (T26・9) 行事算 (T58・85) など。

簿籍も専用文書なのであって、ただ上述の専用文書とは異なった特徴をもっているにすぎないのである。新聞に見える稱謂には次の

ようなものがある。

四時簿 (T59・554) 吏員簿 (T51・23) 吏比六百石定簿 (T51・306) 卒出入簿 (T6・44) 罷卒簿 (T2・2) 警直伐閱簿 (T53・9) 伐閱警直累官簿 (T17・3) 累重貫直官簿 (T43・73) 累重警直伐閱簿 (T65・482) 一十石以下至佐史及卒當勞賜簿 (T51・491) 迹簿 (T53・93) 日迹簿 (T51・13) 吏平日迹簿 (T59・28) 卒日迹簿 (S4T2・4) 候長候史日迹簿 (T58・76) 省卒日作簿 (S4T2・20) 省卒伐莖積作簿 (T50・138) 省卒莖日作簿 (T52・51) 亭日作簿 (T58・47) 計簿 (T52・576) 奉祿簿 (T5・47) 賦錢出入簿 (T4・79) 賦錢簿 (T59・584) 吏奉秩別用錢簿 (T56・6) 稍入錢出入簿 (T5・124) 財物簿 (T50・28) 財物出入簿 (T50・36) 財物直錢出入簿 (T51・88) 穀簿 (F22・429) 穀出入簿 (T43・63) 米糶簿 (T59・180) 鹽出入簿 (T7・13) 見鐵路簿 (T52・488) 莖積別簿 (T5・9) 莖出入簿 (T56・254) 胎出入簿 (F25・1) 折傷牛車出入簿 (T52・394) 臨渠官種簿 (T56・29) 泉蒲及適票諸物出入簿 (T59・229) 兵簿 (T59・303) 全兵簿 (F25・5) 完兵出入簿 (F22・460) 被兵簿 (F22・455) 吏卒被兵簿 (T50・175) 吏卒被兵隱別簿 (T53・189) 吏卒被兵及留兵簿 (T53・36) 卒被兵簿 (T56・91) 折傷兵出入簿 (F25・2) 兵弩簿 (T65・126) 守御器簿 (T55・5) 奏事簿 (T59・332) 亭閑道里簿 (S4T2・159) 吏四時名籍 (T56・193) 吏卒名籍 (T5・113) 吏名籍 (T50・31) 卒名籍 (T50・181) 病卒名籍 (T56・210) 省卒名籍 (T65・402) 罷卒名籍 (T52・219) 隱名籍 (T51・148) 戊卒定罷物故名籍 (T53・37) 戊卒家屬居署名籍 (T65・134) 家屬妻子居

署省名籍 (T40・18) 功勞墨將名籍 (T5・1) 増勞名籍 (T5・32) 賜勞名籍 (T51・419) 秋以令射愛書名籍 (T56・276) 卒廩名籍 (T5・27) 吏卒廩名籍 (T52・424) 廩七月食名籍 (T43・6) 卒始莖名籍 (T43・25) 受奉名籍 (T40・137) 吏奉賦名籍 (T8・1) 受祿錢名籍 (F25・14) 戊卒受庸錢名籍 (T59・573) 倉穀牛兩名籍 (T52・548) 什器校券名籍 (T51・180) 戊卒物故衣名籍 (T59・12) 卒所齎承名籍 (T57・65) 戊卒被兵名籍 (T58・33) 假兵姑臧名籍 (T52・399) 罷卒留兵名籍 (T57・94) 吏肆射傷弩名籍 (T58・32) 責籍 (T56・134) 卒貫賣名籍 (T56・105) 卒行道貫賣名籍 (T3・2) 卒行道貫賣衣物名籍 (T65・265) 戊卒貫賣衣財物名籍 (T59・47) 戊卒行道貫賣衣財物名籍 (T53・218) 閑卒市買衣物名籍 (T65・56) 以赦令免爲庶人名籍 (T5・105) 出入關致籍 (T51・136) 證任名籍 (T53・173)。

以上は新簡に見える文書の稱謂のみであって、當時、實際に用いられていた文書の種類はこれより多いはずである。稱謂と對應する文書本文を識別することはさらに難しいが、一步一步解決してゆかねばならない。この識別においては、稱謂と本文がひとまとまりになっている資料を特に重視しなければならない。以下のような例がある。

〔一〕始建國天鳳三年六月甲申朔丁酉、三十井郵候習敢言之。謹移三月盡六月當食者案、敢言之。 T68・194

●三十井候官始建國三年三月盡六月當食者案 T68・195

三月餘戊卒二十一人 三月盡六月積六十三月 T68・196

出戊卒二十一人 三月二十日盡六月晦減積三十九月

(T68・198～T68・203 省略)

T68・197

入戌卒二十八人 三月盡六月積八十三月

T68・204

出戌卒二十八人 三月盡五月晦減積五十六月

T68・205

●凡戌卒百一十六人 三月盡六月定積泰十三月五日

T68・206

●三十井候官始建國天鳳三年三月盡六月當食者案

T68・207

(一)●新始建國地皇上戌三年七月行塞省兵物錄

F22・236

省候長鞍馬追逐具、吏卒皆知藩火品約不

F22・237

省藩干鹿盧索完堅調利、候卒有席薦不

F22・238

省守衙具、塙戸調利、有犬不

F22・239

□不

F22・240

●右省卒兵物錄

F22・241

以上の二例は「案」と「録」であるが、本文のない稱謂は識別するのがもっと難しい。

居延漢簡にはしばしば「如牒」という語がみえるが、この「牒」というのは普通は附屬文書をさす。次のような例がある。

〔三〕建武三年三月丁亥朔己丑 城北縣長黨敢言之。迺二月壬午

病加兩脾雍種、匈脅丈滿、不耐食

F22・80

飲、未能視事、敢言之

F22・81

三月丁亥朔辛卯、城北守候長匡敢言之。謹寫移隊長黨病書

如牒、敢言之。今言府請令就醫。

F22・82

この F22・80、81 二簡は「病書」の寫しである。オリジナルを抄録しているのので、「病書」本文の様相を反映している。F22・83 簡

は上行文書の（附録ではない）主文である。ここにいう「如牒」とは上述の抄録された「病書」であって、主文に附屬しているのである。「今言府請令就醫」の筆跡はその他の部分とは違っているの、候官から出された指示の言葉であろう。

専用文書中の「檢」は形状が特殊で、普通はそれで文書或いは物品を封緘するが、その應用範圍は廣い。⁽¹³⁾新簡に見える、稱謂とその本文が一つに書かれたものとして、EPT52・494「戌卒魏郡鄴都里趙元衣褰檢……」がある。これは衣褰を封緘したものである。文書の封檢は例えば EPT51・438「甲渠候官」のように、通常受け取る人の姓名或いは機構の稱謂を書くが、私人の手紙の場合は EPT51・16「●王忠記奏甚君。」のように、時として受取人と差出人が「こし」に書かれることもある。

専用文書中の「卷」と「算」は文書處理の最終段階——卷立てをして保存する時につくられるもので、表題は普通褐に書かれる。

「卷」と「算」は決してある文書の專稱ではなく、ある種類（事柄や期間に基づいた）の文書を集めたものである。例えば F22・408「建武泰年四月以來府往來書卷」は、建武七年の「府往來書」を集めたものであり、T52・368「初元四年正月盡十二月檄算」は、初元四年一年間の「檄」の合計である。

ある期間ごとに報告される文書にも、「月言簿」（F22・388）、「四時簿」（T59・554）などのように、その期限を示した稱謂がある。

受信、発信、傳達記録などはみな文書處理過程で生み出されるものである。従って簡牘を分類する際には、文書運用制度の研究を重視しなければならない。

總じて言えば、簡牘の文書學的内容は非常に豊富で、多くの方面においてなお我々が開拓してゆく餘地がある。永田分類法がすでに非常にすばらしい手本を示してくれた。今後の研究はきつと飛躍的な進展をみせるにちがいない。

註

- (1) 永田英正『居延漢簡の研究』（同朋舎出版、一九八九年、第一版）。
- (2) 羅振玉、王國維『流沙墜簡』（京都東山學舎、一九一四年）。
- (3) 勞幹『居延漢簡考釋・釋文之部』（石印本、四川南溪、一九四三年、排印本、商務印書館、一九四九年）。
- (4) 森鹿三『居延漢簡の集成——とくに第二亭食簿について——』（『東方學報』二九、一九五九年）。
- (5) 大庭脩『居延出土の詔書冊』、『居延出土の詔書斷簡』（『秦漢法制史の研究』二三五～二八三頁）。
- (6) 沈元『居延漢簡牛籍校釋』（『考古』一九六二年八期）。
- (7) 陳公柔、徐萃芳『大灣出土的西漢田卒簿籍』（『考古』一九六三年三期）。
- (8) 李均明『封檢題署考略』（『文物』一九九〇年一〇期）。
- (9) 森鹿三『令史弘に關する文書』（『東洋史研究』一四一二、一九五五年）。
- (10) 于豪亮『居延漢簡中的“省卒”』（『文物』一九六三年一期）。
- (11) 李均明『居延漢簡債務文書述略』（『文物』一九八六年一

一期）。

(12) 初師實『漢邊塞守御器備考略』（『漢簡研究文集』一四二～二二三頁）。

(13) 註(8)。

一九八九年十月 京都 同朋舎出版
A5判 五、十六一七頁索引七八頁 一三三九〇圓